

令和5年度特定施設入居者生活介護公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例において、介護居室の定員について「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。」とあるが、こういった場合を想定しているのか。</p>	<p>例えば、夫婦で居室を利用する場合などを想定しています。</p>
2	<p>資料1-1の経営経歴年数とは、現在所属している法人における年数のみ数えれば良いのか。</p>	<p>現在所属している法人での年数のみで構いません。</p>
3	<p>洪水について、$0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 3.0\text{m}$ に該当する場合、審査対象外となるか。</p>	<p>審査対象外です。 公募要項17ページ(※9)により、「洪水浸水想定区域(想定最大規模)『$0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 3.0\text{m}$』の場合は、浸水深に1mが含まれていることから浸水深1m以上とみなします。」となります。</p>
4	<p>別紙2-1(4)開発行為への該当とは何を指すのか。</p>	<p>開発行為の詳細は、横浜市ホームページ「都市計画法(開発許可制度)の概要」をご確認いただき、必要に応じてホームページのお問合せ先へご確認ください。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/kaihatsu/keikakuho/tokeihou.html)</p>

5	<p>資料2-2土地利用・建築に係る関係機関との協議・確認状況は、既存からの転換の場合の「申請・手続きの必要」欄は不要に☑で問題ないか。</p>	<p>既存施設（移転、建替等を除く）であっても確認が必要となる項目がありますので、少なくとも公募要項62ページの資料2-2「土地利用・建築に係る関係機関との協議・確認状況」に例示した内容については個別に「要」、「不要」の確認を行ってください。</p>
6	<p>計画地に1割に満たない土砂災害警戒区域にかかっている場合は、審査対象となるか。</p>	<p>一部でも土砂災害警戒区域が整備区域に含まれる場合は、審査対象外となります。</p> <p>(参考) 公募要項8ページ(6)「以下の区域が整備区域に含まれる場合は、審査対象外となります。(中略)土砂災害警戒区域」</p>
7	<p>提出資料のデータ提出について、インデックスを含む紙媒体での提出資料と同じ順番に並べてデータ化(PDFファイル)したものを提出することで相違ないか。</p>	<p>お見込みのとおりです。PDFファイルには紙媒体のインデックスと同様の内容の「しおり」を付けてください。</p> <p>(参考) 公募要項4ページ4行目「PDFファイルとして、紙媒体のインデックスと同様の内容の『しおり』を付けてください」</p>

8	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、入居継続支援加算、あるいはサービス提供体制強化加算の算定が必須条件であるが、開設後何カ月後までに算定開始することが応募条件であるか。</p>	<p>開所月を含み12月目までに算定を開始してください。例えば、4月1日開所の場合は、3月までに算定を開始してください。</p> <p>(参考)</p> <p>(1)入居継続支援加算 令和5年度指定介護保険事業者のための運営の手引き特定施設入居者生活介護（以下「運営の手引き」という。）53ページ「①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為※を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前4月から前々月までの3月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。」 ※ 喀痰吸引、経管栄養等</p> <p>(2)サービス提供体制加算 運営の手引き76ページから77ページ「①職員の割合の算出に当たっては、（中略）前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能なものであること。」</p>
9	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、サービス提供体制強化加算を算定する場合における加算区分や加算要件の指定の有無、および、指定が有る場合におけるその内容を伺いたい。</p>	<p>医療対応体制等に係る事業条件において、サービス提供体制加算を算定する場合、加算区分（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）や加算要件の指定はありません。</p>

10	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、看護師が「24時間常駐すること」となっているが、緊急搬送の同行等で施設を一時的に不在にすることは、「看護師が24時間常駐」の範囲と言えるか。</p>	<p>医療対応体制等に係る事業条件は、医療的ケアを必要としている高齢者が多く入居することを想定して、看護師の24時間配置を事業条件としています。真にやむを得ない場合を除き、看護師が施設を不在とした場合は、24時間常駐とはなりません。</p> <p>ご質問の緊急搬送への看護師の付き添いにつきましては、他の職種で対応が可能かどうかも含めて検討していただき、付き添いをする場合は、他の入居者へのサービス提供に支障がないよう十分に配慮したうえで実施していただく必要があると考えます。</p>
11	<p>医療対応体制等に係る事業条件において、『看護師』が「常駐」となっているため、昼夜間にかかわらず『准看護師』のみが駐在する時間帯がある場合は、医療対応体制等に係る事業条件に反するか。</p>	<p>公募要項12ページ(2)より、看護師の常駐が必要となります。准看護師のみが常駐する時間帯がある場合は、事業条件を満たしたことはありません。</p> <p>(参考) 公募要項12ページ(2)「看護師 24時間常駐すること」</p>
12	<p>業務委託契約書の締結はまだ先となるため、同法人内で運営中の他事業所の契約済み契約書を提出書類とすればよいか。</p>	<p>応募する事業所における締結済み契約書または契約予定であることを示す書類（契約書案）をご提出ください。</p>

13	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、協力医療機関との締結済み契約書等（協定書含む）を提出する必要があるか。それとも、契約予定であることを示すことでもって提出書類として認めるか。</p>	<p>協力医療機関の契約については、締結済みの契約書又は内諾書（特定施設に選定された場合は契約を結ぶなど）の提出を評価します。契約書、内諾書がない場合は、協力医療機関との協議の状況など契約が確実に見込めることがわかる資料を提出してください。</p> <p>なお、医療対応体制等に係る事業条件にて、協力医療機関との契約が見込めない場合や協力医療機関が未定の場合は、審査対象外とします。</p> <p>（参考） 公募要項12ページ(4)「協力医療機関 施設からの直線距離が8km未満の医療機関（歯科を除く）と契約を結ぶこと」</p>
14	<p>医療対応体制等に係る事業条件で、協力医療機関との締結済み契約書等（協定書含む）を提出する必要がある場合、「施設から8キロ以内であること」および「24時間オンコール体制であること」の2条件を満たす1以上の契約書等を提出すればよいか。</p>	<p>お見込みの通りです。2つの条件を満たす医療機関と締結する場合、1通の契約書を提出してください。なお、それぞれの条件について異なる医療機関と契約を締結することは差し支えありません。（公募要項12ページ(3)(4)）</p>

15	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、人工透析に対応可能な協力医療機関との締結済み契約書等（協定書）について、応募時点では提出不要であり、指定申請時までに契約書等を締結の上で、指定申請書にその写し等を添付すれば良いか。</p>	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合は、人工透析が可能な医療機関と契約を結ぶこととなります。この協力医療機関の契約については、締結済みの契約書又は内諾書（特定施設に選定された場合は契約を結ぶなど）の提出を評価します。契約書、内諾書がない場合は、協力医療機関との協議の状況など契約が確実に見込めることがわかる資料を提出してください。</p> <p>なお、医療対応体制等に係る事業条件にて、協力医療機関との契約が見込めない場合や協力医療機関が未定の場合は、審査対象外とします。</p> <p>（参考） 公募要項12ページ(5)「人工透析（中略）人工透析が可能な医療機関と協力医療機関としての契約を結び、人工透析に通院しやすい環境を整備すること」</p>
16	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、協力医療機関との関係において、24時間オンコール体制の実態があるかどうかにかかわらず、契約書等（協定書）において「24時間オンコール体制」の文言が明記されていない場合には事業条件を満たさないか。</p>	<p>契約書から「24時間オンコール体制」であることが読み取れなければ、事業条件を満たしていないとみなします。</p> <p>なお、医療機関は必ずしも1か所でなくても構いません。例えば、毎日9時から18時まではA病院で、18時から翌9時まではB病院でオンコールの契約を結んでいれば、24時間オンコール体制の事業条件は満たしているものとします。</p> <p>（参考） 公募要項12ページ(3)「医師 24時間オンコール体制の契約を結ぶこと」</p>

17	<p>別紙6事業条件の遵守項目の記載方法について、市に事前相談し了承を得た上で管理費を値上げした実績があり、その旨を実績報告書でも報告済である場合、「利用料に係る事業条件を遵守せずに運営していた月がある」の問いに対する回答は「いいえ」で良いか。</p>	<p>公募要項118ページ事業計画書別紙6 3事業条件の遵守 (1) 「市内で運営している特定施設（横浜市が公募で選定したもの）において、利用料に係る事業条件を遵守せずに運営していた月がある」の回答方法についてお答えします。利用料に係る事業条件を遵守せずに運営していた月がある場合、横浜市への事前相談の有無にかかわらず、「はい」と回答してください。</p> <p>評価については、前年度、利用料に係る事業条件を遵守せずに運営していた月数がある場合は、利用料に係る事業条件での応募にてマイナス評価とします。なお、医療対応体制等に係る事業条件については、過年度の実績がないためマイナス評価の対象としません。</p>
18	<p>別紙6介護報酬返還金の項目に関して、過誤調整分は含めず、横浜市から返還指示があったもののみを対象として回答すればよいか。</p>	<p>公募要項119ページ4(1)「未納の介護報酬返還金の有無」について、過誤調整であっても、横浜市からの返還の指示であっても、未納の介護報酬返還金がある場合は、「あり」としてください。</p>
19	<p>医療対応体制等に係る事業条件での応募後、開設日までの期間に、利用料金を変更することは可能か。</p>	<p>公募要項4ページ(2)より、事業計画書の提出後、計画内容を変更することは、原則として認められません。</p>

20	<p>医療対応体制等に係る事業条件での運営開始後に、利用料金を変更することは可能か。</p>	<p>医療対応体制等に係る事業条件において、運営開始後に、利用料金を変更することは可能です。</p> <p>(参考) 横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱第12条 設置者は、届出事項に変更があった場合は、法第29条第2項の規定に基づき、変更の日から1か月以内に、当該変更事項に関する関係書類を添付して、有料老人ホーム事業変更届（法施行細則第39号様式）を市長に提出するものとする。</p>
21	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、開設後における事業者からの解約について、医師により入院加療が必要と判断がなされている状態で、かつ、施設側においても適切なサービス提供は困難と判断した場合において、話し合いを経てもなお利用者またはその家族等が入院加療を断固希望しないとき（自傷行為あるいは虐待行為に等しいと判断できる状態）に備えて、利用契約の解除条項に「利用者が、医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、本施設において利用者に対する適切な本件サービスの提供が困難であると合理的に判断されるとき」を設けている場合、利用者が適切な医療を受けることを促すため、この条項を適用し、事業者が利用契約を解除することは、市が示す事業条件等に反する対応となるか。</p>	<p>入居契約書の契約解除条件にお問い合わせの内容を記載した場合の評価について回答します。公募要項20ページ(2)より、設置者の契約解除の条件及び手続きについては、横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針または公益社団法人全国有料老人ホーム協会が定める「有料老人ホーム標準入居契約書」に沿っていないと認められる場合はマイナス評価とします。</p> <p>なお、本件の場合は、マイナス評価となります。</p>

22	<p>建物賃貸借契約を締結予定の物件での応募の場合、 資料6-6 (オーナーの) 預金残高証明書、 資料6-7 (オーナーの) 借入金償還計画書、 資料6-8 (オーナーが借入する場合の金融機関の) 融資証明書 のうち、応募に必要な書類が一部でも提出できなかったとき、応募書類が不備であるとして不受理(この時点で選定対象外)となるのか、評価点が下がる取扱い(選定される可能性がある)となるのか。</p>	<p>資料6-6、6-7、6-8の未提出については、選定対象外とはなりません、マイナス評価となることがあります。 なお、該当資料がない場合は、インデックス番号は繰り上げず、白紙に資料がない旨と理由を記載してください。(公募要項35ページ4)</p>
23	<p>「現行の耐震診断を満たしていることがわかる資料」並びに「アスベストの飛散がないことなどがわかる資料」に関し、応募物件が現在建築中の新築物件である場合、別紙3-7に、現在建築中であることを示すスケジュールを記載する必要があるか、また資料の提出は必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新築の物件については、公募要項78ページ別紙3-4耐震の(1)「新築の計画である」の項目に「はい」と回答してください。この場合、資料3-2「現行の耐震基準を満たしていることがわかる資料」及び資料3-3「アスベストの飛散がないことなどがわかる資料」の提出は不要です。 ・公募要項81ページ別紙3-7スケジュールについては、全ての項目を記入して、資料3-8工程表を提出してください。
24	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、添付書類(2 事業条件(医療対応体制等に係る事業条件)-事業条件(医療)-(12) 混合型の定員)について、記入欄に「要介護者(人)、要支援者(人)、自立者(人)」とあるが、この内訳は、あくまで応募時点における計画値か。また、運営開始後における内訳の増減に制約を設ける主旨か。</p>	<p>混合型特定施設の定員について、応募時点における計画値を記載してください。(公募要項45ページ(12)) 運営開始後の内訳の増減に制約はありませんが、合計の定員数を増やす場合は改めて公募に応募していただくこととなります。</p>

25	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、人工透析、経管栄養、喀痰吸引を必要とする入居希望者であっても、他の現病により「生命維持装置」、「人工呼吸器」、「高度な医療設備」のいずれかが必要な場合(将来必要と見込む場合を含む)、あるいは「重篤な感染症に罹患している」場合など、入居を断らざるを得ない場合市が示す事業条件等に反する対応となるか。</p>	<p>本事業条件では、喀痰吸引、経管栄養及び透析等の受入が可能な施設を選定します。しかし、喀痰吸引、経管栄養及び透析を必要とする入居希望者であっても、その他の疾病等により、施設として対応できない入居者の受入を求めるものではありません。</p>
26	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、人工透析、経管栄養、喀痰吸引を必要とする方を入居受入れ後、その方が「生命維持装置」、「人工呼吸器」、「高度な医療設備」のいずれかが必要な状態となってしまった場合、あるいは「重篤な感染症に罹患した」場合には、一定の観察期間を設けかつ医師の意見も確認したうえで、当該入居者に対する適切な介護サービスの提供は困難であるとして、事業者からの解約条項を適用せざるを得ないことがある。この場合、市が示す事業条件等に反する対応となるか。</p>	<p>【No. 21再掲】入居契約書の契約解除条件にお問い合わせの内容を記載した場合の評価について回答します。公募要項20ページ(2)より、設置者の契約解除の条件及び手続きについては、横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針または公益社団法人全国有料老人ホーム協会が定める「有料老人ホーム標準入居契約書」に沿っていないと認められる場合はマイナス評価とします。 なお、本件の場合、マイナス評価となります。</p>
27	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、人工透析、経管栄養、喀痰吸引を必要とする入居希望者、あるいは入居済みの入居者であっても、集団生活ができない程の暴力性、言動、行動があると認められ、通常の介護方法ではこれを防止できないと判断した場合には、入居を断る、あるいは解約せざるを得ない場合がある。この場合、市が示す事業条件等に反する対応となるか。</p>	<p>【No. 21再掲】入居契約書の契約解除条件にお問い合わせの内容を記載した場合の評価について回答します。公募要項20ページ(2)より、設置者の契約解除の条件及び手続きについては、横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針または公益社団法人全国有料老人ホーム協会が定める「有料老人ホーム標準入居契約書」に沿っていないと認められる場合はマイナス評価とします。 なお、本件の場合、マイナス評価となります。</p>

28	<p>医療対応体制等に係る事業条件の場合、人工透析、経管栄養、喀痰吸引を必要とする方を入居受入れ後、入居者本人またはその家族・関係者が、他の入居者や職員に対して各種ハラスメント行為を行った場合や過剰な苦情申立や要求等を繰り返す行為等により運営に支障が発生している場合等において、やむを得ず解約条項を適用し、解約せざるを得ない場合がある。この場合、市が示す事業条件等に反する対応となるか。</p>	<p>【No. 21再掲】入居契約書の契約解除条件にお問い合わせの内容を記載した場合の評価について回答します。公募要項20ページ(2)より、設置者の契約解除の条件及び手続きについては、横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針または公益社団法人全国有料老人ホーム協会が定める「有料老人ホーム標準入居契約書」に沿っていないと認められる場合はマイナス評価とします。 なお、本件の場合、マイナス評価となります。</p>
----	---	---